

浜松市小児慢性特定疾病審査会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第19条の4第1項及び浜松市小児慢性特定疾病審査会の委員の定数を定める条例に基づき設置された浜松市小児慢性特定疾病審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第7条の25第6項の規定に基づき、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 審査会は、法第19条の3第4項の規定による審査を行うほか、法第19条の3第1項による申請に対し市長から意見を求められた場合に、対象疾病の判定等に関する審査を行うものとする。

(組織)

第3条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、浜松市内の医療関係者等のうちから、市長が委嘱する。

(会長)

第4条 市長は、委員の中から審査会の運営に適任と認められる者を会長に任命する。

2 会長は審査会を代表し、会務を掌理する。

3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第5条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要があると認めるとき招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、会議の運営上議事に関係ある者の出席を求め意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 審査会の事務を処理するために、浜松市健康福祉部健康増進課に事務局を置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。